

保護者様

川崎市立小倉小学校

地震発生時の児童の安全確保について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と、児童生徒の下校措置について、川崎市教育委員会からの通知について、本年度もお知らせをいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈臨時休業〉

川崎市内のいずれかの地域（幸区とは限りません）に、**震度5強以上**の地震が発生した場合

- 発生した日の翌日を臨時休業とします。（臨時休業の場合、わくわくプラザも休業です。）
- 朝（児童の登校前）の場合、発生した当日についても臨時休業とします。
（登校時間帯に重なり、登校したお子さんについては、学校でお預かりします。）
- 発生した日が休日、休日前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。
- 休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動はすべて中止です。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

〈児童生徒の下校について〉

授業など学校での教育活動中に、震度5強以上の地震が発生した場合

（川崎市内のいずれかの地域（幸区とは限りません））

- すべての児童を学校に留め置き、保護者（または、児童引き取り人カードに記載されている方）に直接引き渡します。
- 震度5以下でも、地域が停電の場合は、同じく学校に留め置き、保護者（または、児童引き取り人カードに記載されている方）に引き渡します。
- 震度5以下で停電でない場合は、状況に応じて、集団下校とします。
（集団下校の場合は、メール配信で各家庭にお知らせします。）

〈おねがい〉

- 児童引き取り人カードに変更があった場合には、その都度担任へ連絡をしてください。実際の非常時に引き渡しができない事態も想定できます。